

士別市では市立保育園に在園する児童生徒等の不慮の災害に備えて、日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。

日本スポーツ振興センターの災害共済給付は、保育園の管理下において児童が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、児童の名簿を提出することになっています。加入は任意となっていますが、士別市は、漏れなく加入に同意されることを希望します。

加入に同意くださる方は、下記の同意書にご記入の上、提出願います。

給付の内容等は、日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく法令（政令、省令、通達等）に定められています。改正があった場合は、改正後の規定によりますが、平成28年4月1日現在、その主な内容は下記のとおりです。

記

1 給付の種類と給付される場合

保育園の管理下で発生した事故による負傷、給食による中毒その他の疾病（ガス中毒、溺水、日射病、漆等による皮膚炎など法令で定めのあるもの）の**医療費**、これらの負傷又は疾病が治った後に障害が残ったときの**障害見舞金**及び負傷又は疾病に直接起因する死亡に対する**死亡見舞金**が給付されます。

2 給付金額 [災害共済給付の給付基準は、センター法施行令第3条によります。]

① 医療費

医療保険並の療養に要する費用の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）が支給されます。

初診から治癒までの医療費総額（医療保険でいう10割分）が5,000円以上（例えばお子さんが病院に外来受診した場合、その2割分の1,000円以上を負担したもの）の場合が給付対象となります。

ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められています）に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額が給付されます。

② 障害見舞金 障害の程度に応じて、3,770万円（1級）から82万円（14級）が給付されます。
（通園中の場合は、1,885万円から41万円）

③ 死亡見舞金 2,800万円が給付されます。
（運動などの行為と関連しない突然死及び通園中の場合は、1,400万円）

3 給付基準

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 損害賠償を受けたときや他の法令の規定による給付等を受けたときは、その受けた価額の限度において、給付を行わない場合があります。
なお、災害共済給付制度が優先となりますので、士別市の医療費助成制度（乳幼児・重度・ひとり親）の受給者証は、提示しないでください。
- ④ 高等学校の生徒及び高等専門学校が、故意又は事故の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付の一部若しくは全部を行わない場合があります。

4 共済掛金
全額士別市負担

これは、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の概要を記載したものです。

.....（きりとり）.....

同 意 書

士別市長 様

保育園

児童氏名

士別市が日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、在園する間、上記児童が加入することに同意します。

年 月 日

保護者又は後見人氏名

印